島根県道づくり調整会議





くりだより





















- Contents -

1.	(一) 黒沢安城浜田線(長見工区)長見トンネル 実貫通式が開催されました	道路建設課 浜田県土整備事務
2.	阿宮武部トンネルの安全祈願祭が開催されました (一) 斐川上島線 武部2工区	道路建設課 出雲県土整備事務

整備状況について

4. 倒木による事故は、 立木所有者の責任が問われます

3.

「道づくりだより」メールマガジンはじめました 5.

山陰道(大田・静間道路、静間・仁摩道路)の

坦		
浜田県土整備事務所	P.	1
>★ DQ 7+1 = D. = 田		

努所... 2

高速道路推進課

道路維持課

(一) 黒沢安城浜田線(長見工区)長見トンネル <実貫通式が開催されました>

一般県道黒沢安城浜田線は、浜田市三隅町下古和を起点として、浜田市河内町に至る道路です。事業区間は道路幅員が狭く、カーブが連続しているため対向車の視認性が悪く、車両の離合が困難になるなど事故の危険性が高い状況にあります。このため、本事業により、離合可能な幅員の確保や、視距の改善を行い、交通の安全を確保するものであります。トンネル工事については、今年の5月末から本格的な掘削を開始し、8月25日に貫通しました。



● 実貫通 ●

工事関係者の他、地元住民の参加のもとトンネルが実貫通しました。重機で掘削を進め、暗いトンネルの中に太陽の光が射し込み、風が通り抜けトンネルの貫通を実感しました。

貫通点を清め、参加者全員の万歳三唱で 実貫通を祝いました。

● 今後の工事 ●

トンネル工事は引き続きトンネル内の覆 工工事、舗装工事、および照明工事等を行 い、令和3年度末に完成する予定です。

工事によりご不便をおかけすることがありますが、ご協力よろしくお願いします。

トンネル工事概要

○工事位置:浜田市長見町

○工事期間:令和3年5月~令和4年2月(予定)

○工事延長:122m (うちトンネル延長122m)





10月時点の状況







あぐたけべ

阿宮武部トンネルの安全祈願祭が開催されました ~(一) 斐川上島線 武部2工区~

概要

出雲市斐川町三絡〜阿宮地内で施工中の(一) 斐川上島線武部2工区において、延長879mの 阿宮武部トンネルの工事に着手しました。

令和3年9月26日、トンネル掘削に先立ち、 工事が安全に進むことを願って、安全祈願祭が開催されました。

安全祈願祭の様子



工 期 令和3年3月18日~令和5年5月18日 道路幅員 トンネル全幅 8.5 m

(車道6.0 m、路肩0.5m×2、

監査廊 0.75m×2)

施工方法 NATM

(補助ベンチ付き全断面掘削工法)

掘削方法 発破掘削 L=879 m







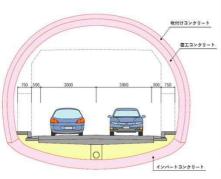
トンネル名称決定!

※工事名は(仮称)武部トンネルとなっています。

トンネル名称の候補について、県道斐川上島線整備促進委員会より阿宮地域、武部地域、結地域の住民の皆様へ広く募っていただいた結果、「**阿宮武部(あぐたけべ)トンネ**

ル|に決定いたしました。

完成断面図



【出典】トンネル工事説明資料 (フクダ・中筋組・平井建設特別共同企業体)

位置図



事業の背景・経緯

一般県道斐川上島線は、出雲市斐川町直江の国道9号交差点を起点とし、斐川工業団地や山陰自動車道の斐川インターチェンジを経由して、出雲市上島町の主要地方道出雲三刀屋線交差点(森坂大橋)までの約8kmの道路で、斐川地域と雲南地域を最短で結ぶ重要な路線です。

しかしながら、現在の武部峠は幅員が狭く、急勾配、急カーブの連続で、車両の離合も困難な交通の難所となっています。

こうしたことから、斐川地域と雲南地域の物流の効率化、沿線で暮らす皆様や、斐川地域の工業団地等へ通勤される皆様の利便性の向上を目的に、延長約2.3 k mのバイパスとして、平成26年度に事業着手しています。

山陰道(大田・静間道路、静間・仁摩道路)の整備状況について

令和元年度に島根県内の山陰道の5区間について開通見通しが公表されました。鋭意工事が進められており、開通が着実に近づいています。今回は大田・静間道路、静間・仁摩道路の整備状況(R3.9月末)についてご紹介します。

(1) 大田・静間道路:大田市久手町刺鹿~静間町・延長 L=5.0km【令和5年度開通予定】



(2) 静間・仁摩道路:大田市静間町~仁摩町大国・延長 L=7.9km【令和5年度開通予定】











! 倒木による事故は、立木所有者の責任が問われます!

道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより通行の支障になったり、標識が見えづらくなっている所が多数あります。島根県ではパトロールを行い、そういった危険な箇所がないか確認しています。

こうしたことが原因で車両や歩行者に事故が発生したときは、原因となった樹木の所有者の責任を問われること(※)があります。またこれからの季節、雪の重みで木が倒れることがあります。樹木の所有者の方は伐採または枝払いをお願いします。

道路利用者の方も、万が一倒木や枝の張り出し等で見通しが悪い場合には、徐行または停止できるようなスピードで走行するなど、安全運転を心がけてください。(<u>※強風や大雨、降雪の後</u>は特に注意してください。)

皆さんが安全に道路を利用できるよう、ご協力をお願いします。





↑雪の重みで木が倒れ、非常に危険です。

※樹木の所有者の責任については、法律で定められています。

• 道路上に倒れたり張り出した樹木の所有者は、その樹木が原因で事故が起こったとき、被害者に対して損害賠償責任を負う場合があります。

民法第717条(土地の工作物の占有者及び所有者の責任)

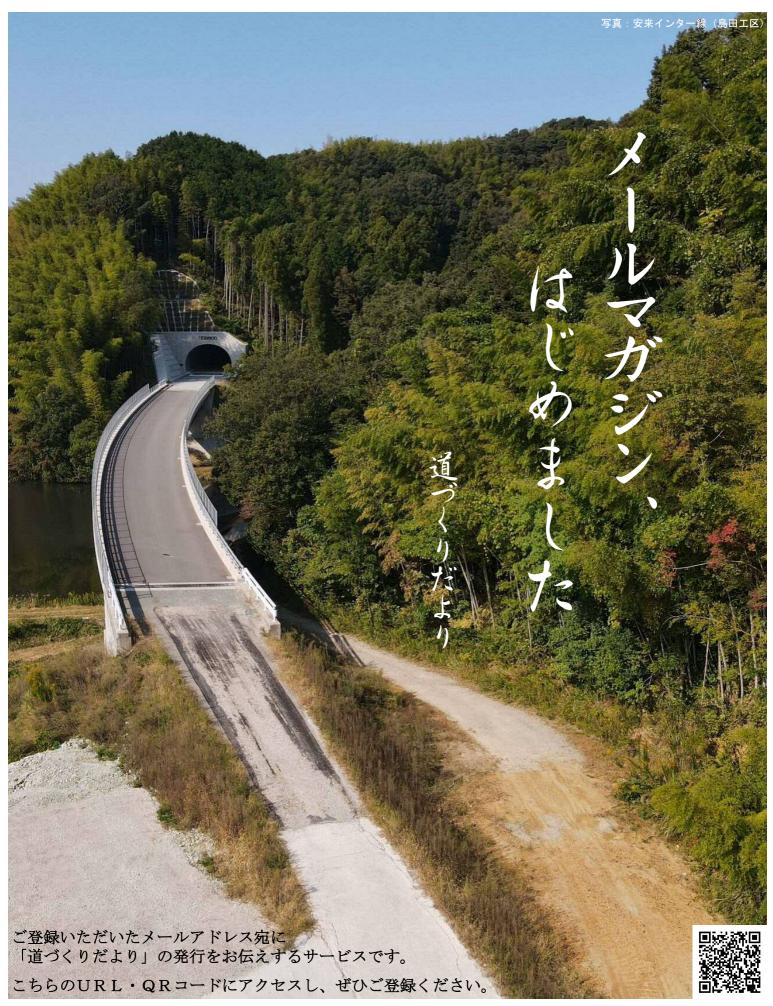
土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 道路を汚したり、土砂や樹木を置くなど、道路の構造や交通の邪魔になるようなことをしてはいけません。

道路法第43条(道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす 虞(おそれ)のある行為をすること。



https://www1.pref.shimane.lg.jp/infra/road/keikaku/keikaku/michizukuridayori/michidayomail.html